

## 預金口座付番に係る個人番号の利用目的の変更（追加）について

平成27年9月に公布された「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」等に基づき、平成30年1月1日から、預貯金口座付番が開始されます。

この法令改正を受け、筑後信用金庫（以下「当庫」といいます。）は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当庫の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをお知らせいたします。

なお、変更日は、預貯金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたしますので、申し添えます。

※変更（追加）点は下線部をご覧ください

### 《個人番号の利用目的》

当庫は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の業務以外の目的で利用いたしません。

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥ 預金口座付番に関する事務のため

以 上